

いしかわ景観総合計画

石川 県

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 景観形成の基本的な方針 | 1 |
| (1) 石川県景観形成基本方針 | 1 |
| (2) 景観構成要素別の基本的な景観形成の方針 | 3 |
| 3. 景観形成を図るべき区域の基本的な考え方 | 8 |
| (1) 景観エリアの設定 | 8 |
| (2) 景観形成重要エリアの設定 | 8 |
| (3) 特別エリアの設定 | 8 |
| (4) 景観形成重要エリア等の範囲 | 9 |
| (5) 景観形成重点スポットの位置づけ | 10 |
| 4. 行為の制限の基本的な考え方 | 44 |
| (1) 段階的な景観形成 | 44 |
| (2) 建築物・工作物の制限に関する方針 | 44 |
| (3) 屋外広告物の表示等に関する方針 | 44 |
| (4) その他の行為の制限に関する方針 | 45 |

いしかわ景観総合計画

1. 目的

石川県には、霊峰白山や能登・加賀の長く変化に富んだ海岸などの自然景観をはじめ、歴史的・文化的な街のたたずまいや田園風景など、多彩で良好な景観資源が数多くある。

このような景観を守り育て、より魅力的な資源として後世に伝えるとともに、これらの景観資源を活用して交流人口の拡大や地域の活性化を図ることが重要である。

本計画は、いしかわ景観総合条例の規定に基づき、県土全域の景観形成に関する基本かつ総合的な方針等を示すことを目的とし、県及び景観行政団体である市町は、本計画を尊重し、景観計画又は眺望計画を策定するものとする。

2. 景観形成の基本的な方針

(1) 石川県景観形成基本方針

県土全域において、良好な景観を保全・創出し、後世に伝えるとともに、地域の活性化につなげていくための基本的な方針を以下のとおりとする。

1) 自然景観の保全と創出

| 基本方針 | 構成要素 |
|---|--|
| 豊かな自然や優れた眺望は、それ自体が本県を代表する景観であるだけでなく、様々な景観の構成要素としても不可欠であることから、現在ある良好な自然景観を保全するとともに、新たな景観の創出に努める。 | <ul style="list-style-type: none">○眺望景観○湖沼景観○山地・森林景観○海岸景観○河川景観○夜間景観 |

2) 歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出

| 基本方針 | 構成要素 |
|---|---|
| 人が長い年月をかけて生活の営みの中で創り上げてきた街並みや里山・田園は、地域を特徴づける重要な景観であることから、歴史的・文化的な景観を保全するとともに、荒廃しつつある景観の修復・再生に努める。 | <ul style="list-style-type: none">○山地・森林景観○田園景観○都市・集落景観○夜間景観 |

いしかわ景観総合計画

3) 日常生活空間における快適な景観づくり

| 基本方針 | 構成要素 |
|---|--|
| 県民がやすらぎやうるおいのある生活を送るためには、日常の生活空間における景観が重要であることから、住宅地等の景観の保全・創出に努める。 | <ul style="list-style-type: none">○田園景観○河川景観○都市・集落景観 |

4) 未来に向けた新たな都市景観の創出

| 基本方針 | 構成要素 |
|--|--|
| 県民が愛着と誇りを持てる魅力的な都市・市街地の景観形成が重要であることから、近代的な都市景観の創出や新たな伝統文化の創造に向けた個性的で統一感のある都市景観の創出に努める。 | <ul style="list-style-type: none">○都市・集落景観○沿道景観○夜間景観 |

5) 広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出

| 基本方針 | 構成要素 |
|---|---|
| 広域幹線道路や交通・観光の拠点における景観は、県民のみならず来訪者にとっても目にする機会が多く、本県を印象づけるものであることから、自然景観や文化的な景観、あるいは都市・集落景観などを総合的にとらえ、連続性の確保やより良好な景観の保全・創出に努める。 | <ul style="list-style-type: none">○眺望景観○山地・森林景観○田園景観○海岸景観○河川景観○都市・集落景観○沿道景観○拠点景観 |

いしかわ景観総合計画

(2) 景観構成要素別の基本的な景観形成の方針

景観は様々な要素で構成されており、それらが一体となって独特の景観を形成している。それら景観を保全・創出していくには、それぞれの景観構成要素ごとの特性に応じ、以下のとおり留意する必要がある。

1) 眺望景観

国立公園に指定されている白山は、本県を代表する自然景観のひとつであり、雪を頂いた山容は眺める人を魅了するばかりでなく、信仰の山として歴史的・文化的な景観をも有している。また、大日山や医王山、宝達山などの山々や能登半島・加賀海岸などの多彩な眺望景観に恵まれている。

このため、これらの眺望を阻害する建築物等の規制誘導や良好な視点場の整備など、本県を象徴する眺望景観の保全を図る。

2) 湖沼景観

柴山潟や木場潟、渡り鳥の渡来地として貴重な片野の鴨池や河北潟、邑知潟など、県内各地に水郷・水辺景観が形成され、本県の景観を特徴づけている。

このため、湖面に映る白山や野鳥の姿など、各地域の個性的な景観特性を維持しながら、周辺の田園や街並みの景観を含め、親水性を活かした湖沼景観の保全・創出を図る。

3) 山地・森林景観

加賀地域には白山を中心とする山稜が連なり、能登地域は、ほぼ全域がなだらかな丘陵地となっている。豊かで多様な森林が広がる山地・丘陵地は、人々に潤いややすらぎをもたらす重要な自然景観であるばかりでなく、県土や生態系の保全など多面的な機能を有している。また、人が手を加えることによって成り立ってきた里山は、身近な自然として、近年重要性が増している。

このため、白山山系から能登地域へと続く山地・丘陵地では、森林の特性に応じた適切な保全や維持管理に努め、良好な山地・森林景観の保全・再生を図る。

いしかわ景観総合計画

4) 田園景観

金沢平野は、肥沃な平野と豊富な水資源に恵まれ、水田を主とする田園景観が広がっている。また、能登地域や白山ろく地域には、文化的にも重要な特色ある田園風景が見られる。

このため、都市や集落と農地の調和のとれた土地利用を推進するとともに、建築物等の規制誘導や農耕の維持によって、良好な田園景観の保全・創出を図る。

5) 海岸景観

日本海に突き出た能登半島を有する本県には、断崖や岩礁からなる荒々しい能登外浦や波静かな能登内浦、千里浜や日本屈指の砂丘である内灘砂丘から加賀海岸に至る砂浜など、変化に富む多彩な海岸が連なり、それらは本県を特徴づける重要な自然景観となっている。

このため、できるだけ自然海岸として保全することを基本とし、必要に応じて廃船等の景観阻害物の撤去や枯損木の伐採、海岸林の植栽・再生などによる景観の保全・創出を図るとともに、隣接する道路や護岸等の施設が自然と調和するように配慮する。

6) 河川景観

白山を源流とする県内最長の手取川をはじめ、大小さまざまな河川や用水は、県民の生活を支える上水や水産資源の供給だけでなく、人々に潤いと安らぎを与え、また、野生生物の生息の場としても重要である。

このため、水質や生態系の保全に努めるとともに、周辺環境と調和した護岸や親水空間の整備など、良好な河川景観の保全・創出を図る。

7) 都市・集落景観

○ 住宅地景観

一向一揆によって成立した真宗王国や加賀百万石として知られる城下町、北前船の寄港地など、歴史・文化を伝える街並みが残り、地域の特性を反映した住宅地景観が各地に形成されている。

このため、地域が育んできた歴史や伝統・文化に応じた規制誘導策の導入や住民の意識醸成等を通して、地域住民が誇りを感じることができる個性的で魅力的な街並みの保全・創出を図る。

いしかわ景観総合計画

○ 商業業務地景観

近代的な都心部や歴史的な街並みが残る商業地、新たに開発された郊外の大型店舗群など、地域の活気と賑わいを感じさせる特徴ある商業地景観が形成されている。

このため、歴史や伝統・文化などの地域特性を取り入れた街並みの整備を図るとともに、郊外型の商業地では、過度の色彩を抑えるなど、周辺の田園や山並みと調和のとれた街並み景観を形成することにより、地域の特徴ある商業・業務地景観の保全・創出を図る。

○ 農山村景観

平野部の農村や里山の集落、白山地域の山村など、周辺環境と調和したさまざまな集落景観が見られ、地域の産業や文化と相まって特徴的な景観を形成している。

このため、計画的な土地利用の誘導や農地・里山等の維持・保全に努め、地域の伝統的な色調や建築様式の継承など、特徴ある農山村景観の保全・創出を図るとともに、地域に伝わる祭りや行事の継承・活用や伝統的建造物の保存など、歴史的・文化的な景観資源の保全・再生を図る。

○ 漁村景観

変化に富む海岸線に点在する漁港やその周辺には、能登地域の間垣をはじめ、地域の気候風土に育まれた特徴的な漁村景観が形成されている。

このため、景観に配慮した漁港整備のほか、周辺を含めた地域における親水空間の整備・活用や建築様式の継承など、特徴ある漁村景観の保全・創出を図るとともに、地域に伝わる祭りや行事の継承・活用や伝統的建造物の保存など、歴史的・文化的な景観資源の保全・再生を図る。

8) 沿道景観

県内の都市や集落、観光地を結ぶ広域幹線道路は、県民だけではなく、県外からの来訪者も多く利用する道路であり、その沿道景観は交通拠点とともに本県の第一印象となる可能性が高い。

このため、インターチェンジ等の交通結節点周辺や沿道の建築物等の景観への配慮、屋外広告物の規制誘導、植栽による修景などにより、連続性のある沿道景観および良好なシークエンス景観(注)の創出を図る。

(注)移動に伴い連続・変化する景観

9) 拠点景観

○ 観光拠点景観

豊かな自然環境と一体となった温泉地や兼六園、金沢城公園などの歴史的・文化的な景観を資源とする観光拠点が数多くある。

このため、温泉街の街並み整備や観光拠点への案内誘導標識等のデザイン化、観光拠点周辺の歴史的・文化的な景観資源の保全・創出などにより、個性豊かな景観の形成を図る。また、こうした観光地では、地域が一体となって個性を磨き、魅力ある景観を創出することが重要である。

○ 交通拠点景観

鉄道駅やインターチェンジ、港湾、空港など、来訪者を迎える陸・海・空の交通拠点が数多くあり、来訪者に本県を印象づける最初の場となる。

このため、特色あるデザインによる玄関口としての景観形成や屋外広告物の規制誘導などにより、魅力ある拠点景観の創出を図る。

10) 夜間景観

日本海に面して長い海岸線を有する本県には、海に沈む夕陽や漁り火が随所で見られ、来訪者にとっての魅力的な景観のひとつとなっている。また、高台や街中のビルから望む市街地の夜景や雪明かりに浮かぶ古い家並み、ホテルが飛ぶ田園なども地域に独特の景観として重要である。

このため、地域の特性に応じた夜間照明の形態・手法や適切な光量・光の質などに配慮し、夜間景観の保全・創出を図る。

いしかわ景観総合計画

石川県の景観構成図

| 凡 例 | |
|---|------------|
|  | 白山眺望景観 |
|  | 湖沼景観 |
|  | 丘陵地及び森林景観 |
|  | 田園景観 |
|  | 海岸景観 |
|  | 河川景観 |
|  | 住宅地景観（歴史的） |
|  | 商業業務地景観 |
|  | 農・山村景観 |
|  | 漁村景観 |
|  | 沿道景観 |
|  | 観光拠点景観 |
|  | 交通拠点景観 |



多彩な田園景観



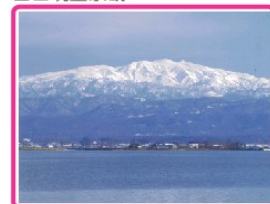
海岸景観



地域個性と合致した街並み景観



白山眺望景観



いしかわ景観総合計画

3. 景観形成を図るべき区域の基本的な考え方

地域特性に応じたきめ細やかな規制・誘導を行うため、「景観形成重要エリア」や「特別エリア」などのゾーニング指定を行う。

(1) 景観エリアの設定

本県には、多彩な地形資産や歴史、文化の蓄積による「石川らしい景観」が県土全域に形成されていることから、その保全、創出に資するため、県土全域を「景観エリア」として設定し、良好な景観形成を図るものとする。

(2) 景観形成重要エリアの設定

次の①から⑤に該当する地域のうち、特に良好な景観の形成を図る必要がある地域等として、16の「景観形成重要エリア」を設定する。

- ① 複数の市町にまたがる広域幹線道路や海岸線など広域的・連続的な景観の形成を図るべき地域
- ② 山並みや海岸線等の重要な眺望景観として特に広域的な景観の形成を図るべき地域
- ③ 歴史的な街並みや田園風景など文化的な景観の形成を図るべき地域
- ④ 空港や観光拠点など重要な交流拠点として景観の形成を図るべき地域
- ⑤ その他新しい景観の形成を図るべき区域

(3) 特別エリアの設定

「建築物等の形態意匠等が景観に及ぼす影響の特に大きな地域」として、当該エリア内の限定した範囲を「特別エリア」として設定する。**景観形成重要エリア（☆は特別エリアのある景観形成重要エリア）**

- 1. 能登外浦エリア（珠洲市、輪島市、志賀町）
- 2. 能登内浦エリア（珠洲市、能登町）
- ☆3. のと里山空港周辺エリア【既定】（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）
- 4. 能登島七尾湾周辺エリア（穴水町、七尾市）
- ☆5. のと里山海道沿線・千里浜海岸エリア【既定】
（輪島市、穴水町、七尾市、中能登町、志賀町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、内灘町）
- 6. 能越自動車道沿線エリア（輪島市、七尾市、穴水町）
- 7. 北陸自動車道沿線エリア（金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市）
- 8. 金沢エリア（金沢市、かほく市、内灘町、津幡町、野々市町、白山市）
- ☆9. 加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリア【既定】
（野々市町、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市）
- 10. 加賀海岸エリア（金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市）
- 11. 小松空港周辺エリア（能美市、小松市、加賀市）
- 12. 加賀温泉郷エリア（小松市、加賀市）
- 13. 白山ろくエリア（白山市、野々市町、川北町、能美市）
- ☆14. 七尾湾眺望エリア（穴水町、七尾市）
- ☆15. 白山眺望エリア（小松市、加賀市）
- ☆16. のと里海エリア（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、羽咋市）

いしかわ景観総合計画

(4) 景観形成重要エリア等の範囲

景観形成重要エリア及び特別エリアの範囲は原則として以下の通りとする。

| 分類 | 景観形成重要エリア | | 特別エリア |
|---|---|----------|---|
| 1. 海岸景観系 ・能登外浦エリア ・能登内浦エリア ・能登島七尾湾周辺エリア ・加賀海岸エリア | 陸域 | 汀線から500m | — |
| | 海域 | 汀線から1km | — |
| 2-1. 沿道景観系 ・のと里山空港周辺エリアのうち道路沿線 ・のと里山海道沿線・千里浜海岸エリア ・加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリアのうち既定道路沿線 | 道路境界線から両側2km ただしのと里山海道沿線・千里浜海岸エリアの海域については汀線から1km | | 左記のうち道路境界線から両側100m ただしのと里山海道沿線・千里浜海岸エリアのうち、柳田IC以南は200m |
| 2-2. 沿道景観系 ・能越自動車道沿線エリア ・北陸自動車道沿線エリア ・加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリアのうち既定以外の道路沿線 ・小松空港周辺エリア ・白山ろくエリア | 道路境界線から両側500m ただし北陸自動車道沿線エリアの海域は除く | | — |
| 2-3. 沿道景観系 ・金沢エリアのうち道路沿線 ・加賀温泉郷エリアのうち道路沿線 ・のと里海エリア | 道路境界線から両側100m | | のと里海エリアの道路境界線から両側100m |
| 3. 空港周辺景観系 ・のと里山空港周辺エリア | 滑走路中心から3km | | — |
| 4. 眺望景観保全エリア ・七尾湾眺望エリア ・白山眺望エリア | 視点場から120°、距離5kmまでの範囲のうち、地形等の要素を勘案して定める範囲 | | 左記のうち30°（白山眺望エリア）又は陸域（七尾湾眺望エリア） |
| 5. 金沢エリア （道路沿線を除く） | 兼六園周辺文化の森周辺を中心とし、積極的に景観形成を図る必要がある範囲 | | — |
| 6. 加賀温泉郷エリア （道路沿線を除く） | 山代、山中、片山津及び粟津温泉の範囲 | | — |

範囲の数値基準

- 100m：主に近接域で集中的な景観誘導を行う範囲
- 500m：主に近景域で集中的な景観誘導を行う範囲
- 1km：海域における自然公園の区域の範囲
- 2km：主に中・遠景域で広範囲な景観誘導を行う範囲
- 3km：空港周辺において、高さ等制限を行う範囲

いしかわ景観総合計画

(5) 景観形成重点スポットの位置づけ

特に重点的に景観の保全・創出を図るべき比較的狭い区域については、原則として市町が主体となって「景観形成重点スポット」として位置づける。

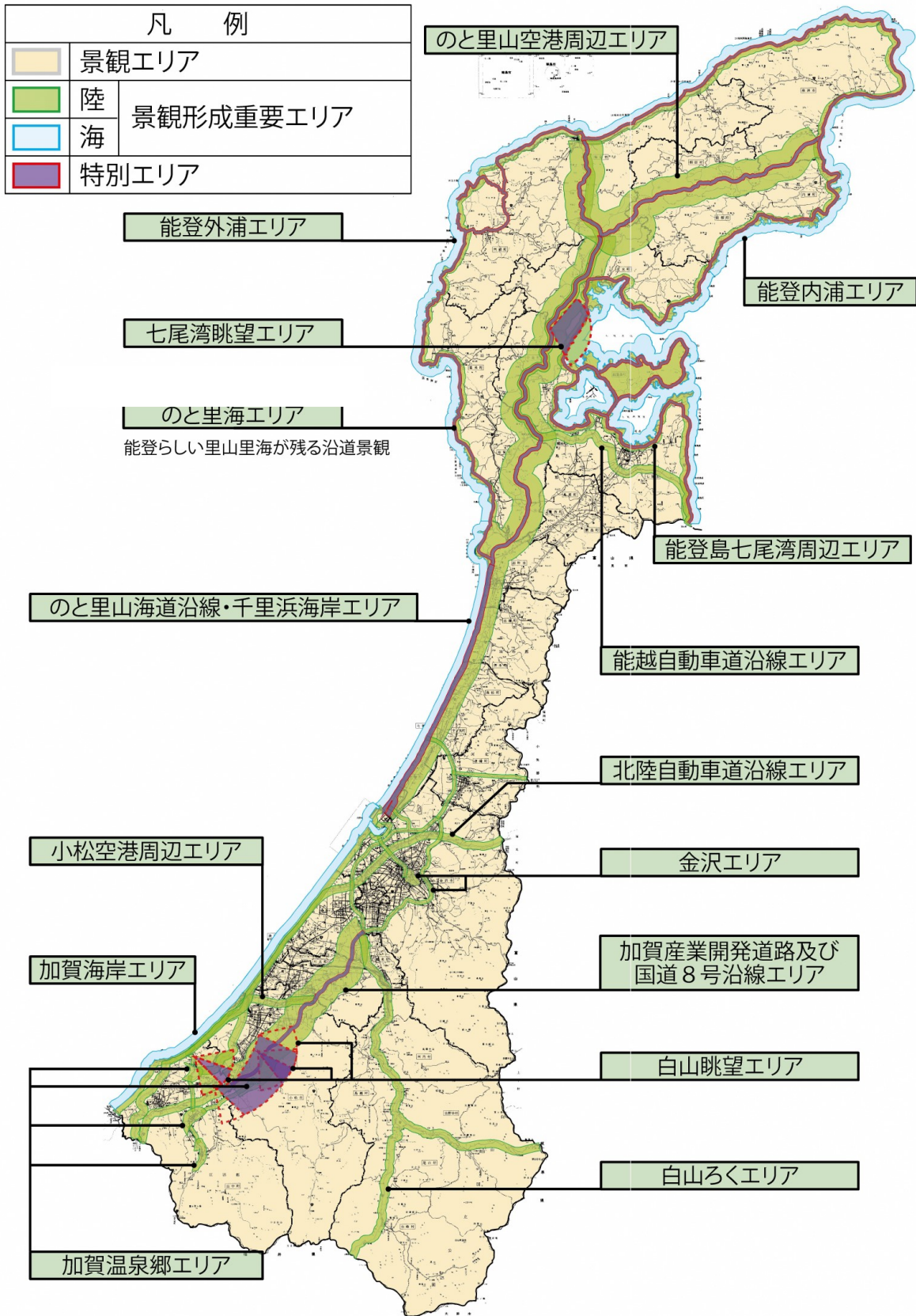
景観形成重点スポットとすべき地区

関係市町が主体となって、県が積極的に支援する中で、特に良好な景観の形成を図る必要がある以下に掲げる地区

| | 景観形成重点スポットにおける景観形成の考え方 |
|--------------------------|---|
| 1.重要視点場 周辺地区 | ○石川県の代表的な景勝地の良好な眺望景観が楽しめる場として、視点場の整備等を図る。 |
| 2.重要水辺景 観保全地区 | ○潟、河川などは県民等の憩いの場、良好な親水空間である。このため、自然景観と都市景観が調和する良好な水辺環境を保つよう開発行為の制限・誘導を図る。 |
| 3.重要街並 み・集落景 観保全地区 | ○歴史的街並みが残る北前船寄港地や船主集落、北国街道沿道、温泉地等は、特に石川県らしさを象徴する重要な街並み・集落景観を形成している。このため、建築物・工作物の規制・誘導、開発行為等の制限・誘導、土地利用の誘導、屋外広告物の規制・誘導等によりそれらの保全を図る。 |
| 4.重要交流拠 点周辺地区 | ○空の玄関口である空港や、海の玄関口である港、陸の玄関口である駅、また、主要な観光施設は、交流・物流・観光の拠点である。このため、地区周辺における建築物・工作物の規制・誘導、屋外広告物の規制・誘導等を図るとともに、観光マップの作成やドライブルート等を設定する。 |
| 5.重要田園景 観等保全地 区 | ○棚田や里山、田園風景など、人と自然との関わりのなかで形成された景観はふるさとの原風景として県民に懐かしさを与えてくれる。このため、計画的な土地利用の誘導や農地、里山等の維持・保全に努め、特徴ある農山村景観の保全・創出を図る。 |

いしかわ景観総合計画

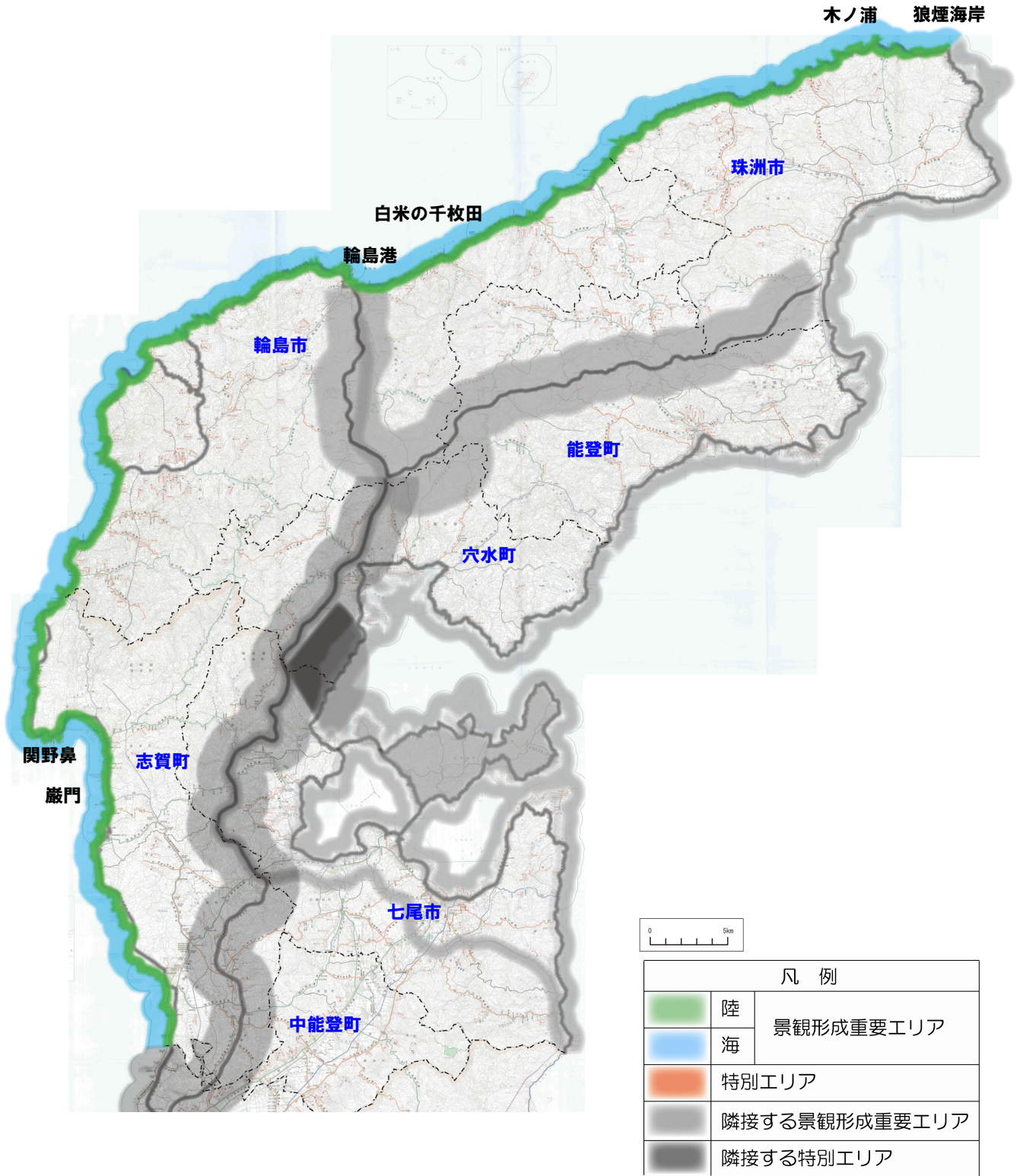
【景観形成重要エリア等の位置図】



いしかわ景観総合計画

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 能登外浦エリア 珠洲市、輪島市、志賀町 | |
| 目標 | 外浦特有の雄大な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全 |
| 選定理由 | <p>○断崖や岩礁などの雄大な海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。</p> <p>○国の名勝に指定されている「白米の千枚田」や間垣集落など、風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 海岸景観の保全・活用 猿山岬や曾々木、木ノ浦、狼煙海岸など外浦特有の雄大な海岸景観の保全を図るとともに、七ツ島や夕陽を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 千枚田や間垣、塩田、北前船の歴史を伝える集落など、外浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。</p> <p>3. 観光拠点周辺の景観形成 輪島市街や輪島港など主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。</p> <p>4. 沿道景観の保全・創出 国道 249 号などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画



いしかわ景観総合計画

| | |
|------------------------------|--|
| 2. 能登内浦エリア 珠洲市、能登町 | |
| 目標 | 内浦特有の優美な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全 |
| 選定理由 | ○リアス式海岸である「九十九湾」など特色ある海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。 ○国の史跡に指定されている「真脇遺跡」や漁村集落など、風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。 ＊屋外広告物の禁止地域に指定済 |
| 景観形成方針 | 1. 海岸景観の保全・活用 九十九湾や鉢ヶ崎、見附海岸、恋路海岸など内浦特有の優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。 2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 真脇遺跡や点在する漁村の風景など、内浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。 3. 観光拠点周辺の景観形成 珠洲市や宇出津などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。 4. 沿道景観の保全・創出 国道249号などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。 5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。 6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。 |

いしかわ景観総合計画



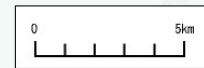
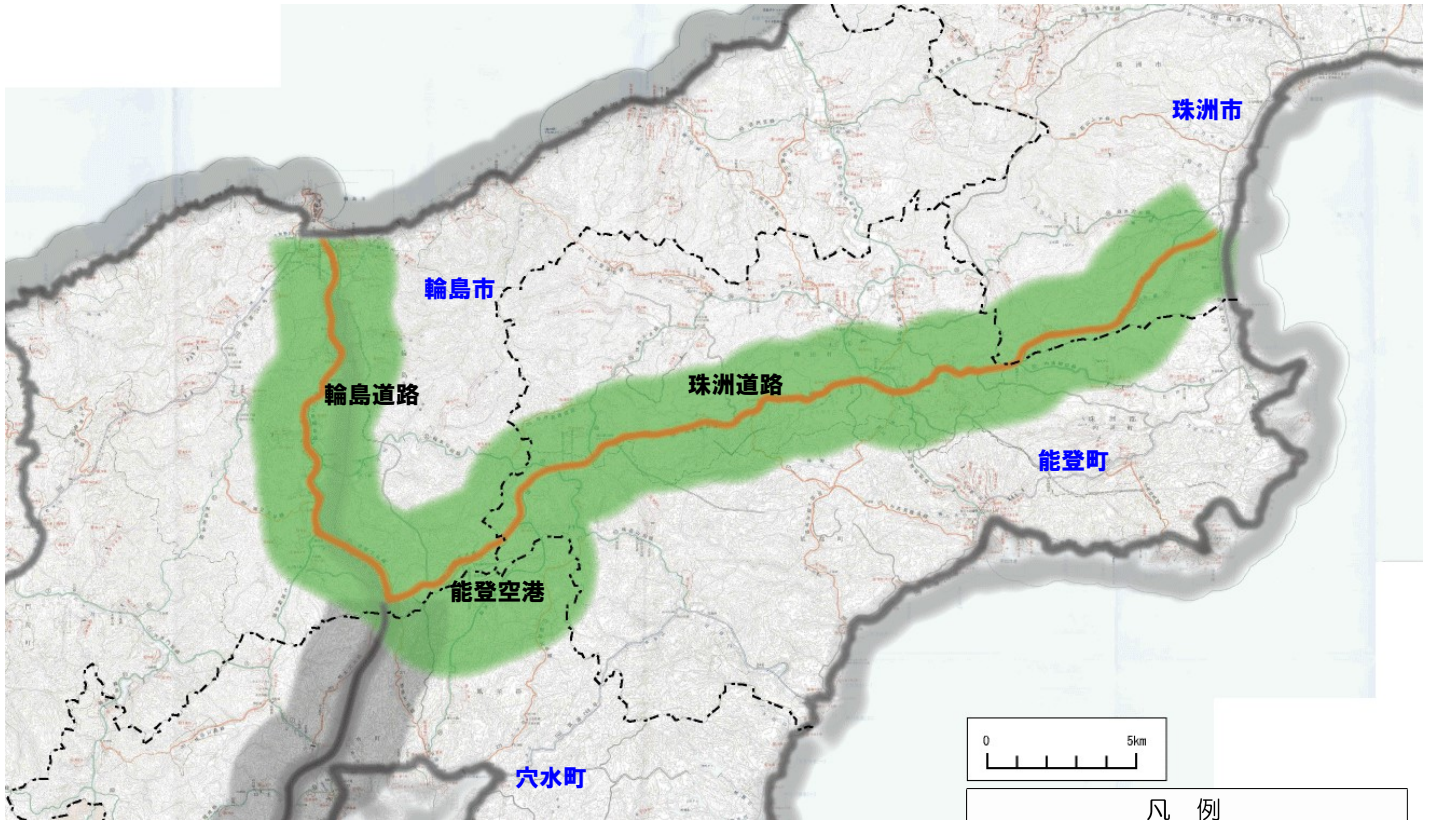
いしかわ景観総合計画

3. 能登空港周辺エリア【既定】

珠洲市、輪島市、能登町、穴水町

| | |
|--------|--|
| 目標 | 能登地方の空の玄関口である能登空港と周辺丘陵地の豊かな緑の調和 |
| 選定理由 | <p>○能登空港は、能登地方における交通・交流拠点として重要である。</p> <p>○能登空港周辺は、丘陵を主体とする良好な里山の風景が広がり、空港と輪島市や珠洲市を結ぶ幹線道路沿線の景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>* 能登空港周辺景観形成重要地域に指定済（平成 14 年 10 月）</p> <p>* 屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 拠点景観の創出</p> <p>能登地方の空の玄関口であり、能登観光の起点となる能登空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。</p> <p>2. 山地・森林景観の保全</p> <p>豊かな緑の丘陵地にある能登空港周辺においては、人工林や雑木林の管理・整備・育成などにより、美しい山並みや森林景観の保全・創出を図る。</p> <p>3. 沿道景観の保全・創出</p> <p>空港へのアクセス道である珠洲道路や輪島道路などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、丘陵の緑と調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮</p> <p>道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観を阻害する要因の改善</p> <p>景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |
| | |

いしかわ景観総合計画

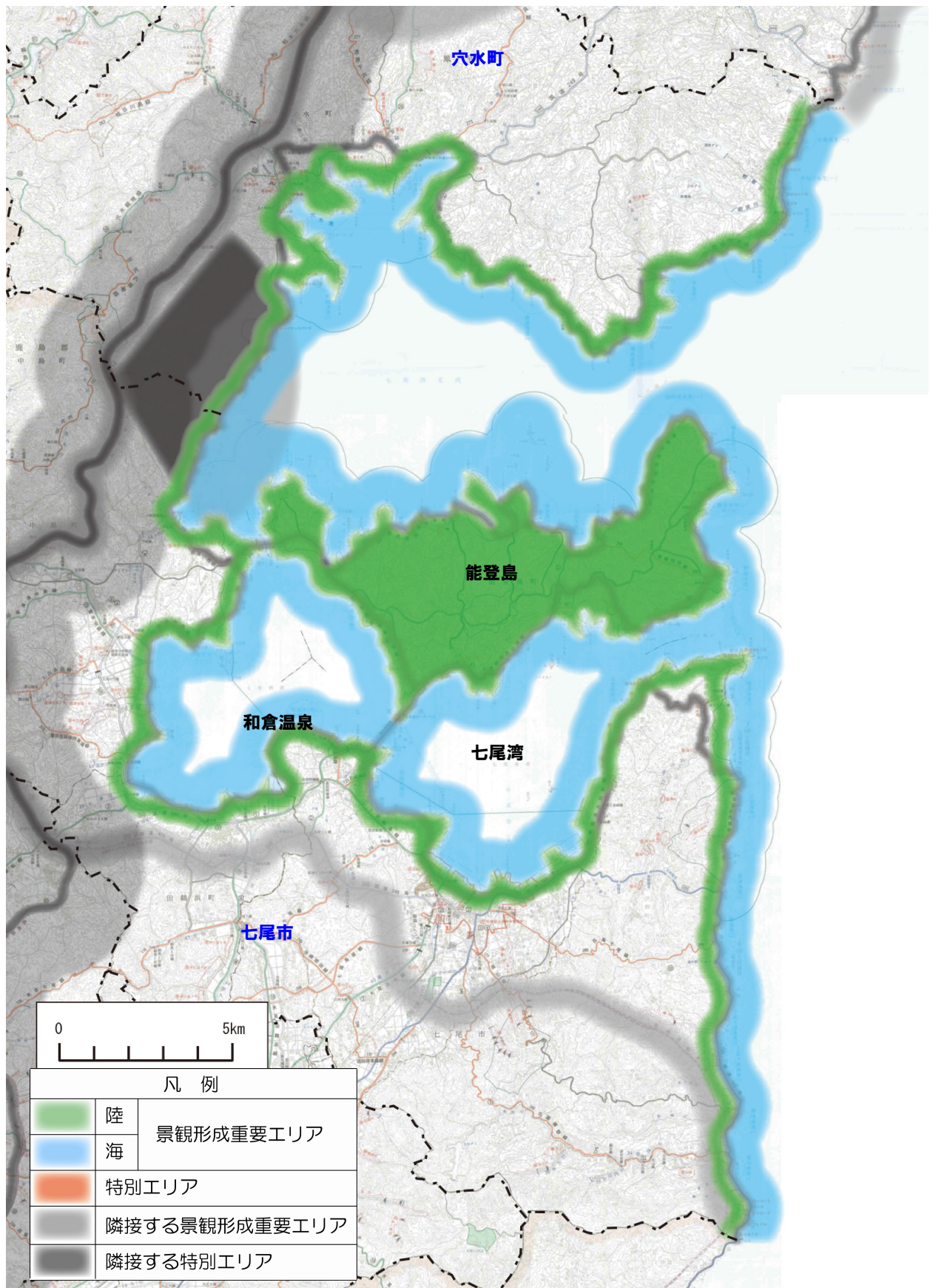


| 凡 例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|----------------------------------|---|
| 4. 能登島七尾湾周辺エリア 七尾市、穴水町 | |
| 目標 | 七尾湾特有の海岸・眺望景観の保全と能登の文化が香る観光拠点の創出 |
| 選定理由 | <p>○内浦特有の内湾と能登島からなる眺望に優れた海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。また、和倉温泉は本県を代表する温泉地であり、観光拠点として重要である。</p> <p>○「向田の火祭り」や灘浦地域の「大敷網」など風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 海岸景観の保全・活用 能登島や七尾湾など内浦特有の波静かで優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸や能登島大橋等を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 「ボラ待ち櫓」やカキの養殖、大敷網など、地域独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。</p> <p>3. 観光拠点周辺の景観形成 七尾市街や和倉温泉、能登島などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。</p> <p>4. 沿道景観の保全・創出と観光周遊ルートの形成 国道249号などの幹線道路や能登島の周遊道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。 また、海岸景勝地を中心に、自然体験型施設や観光拠点をネットワークし、自然と調和した魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画



いしかわ景観総合計画

5. のと里山海道沿線・千里浜海岸エリア【既定】

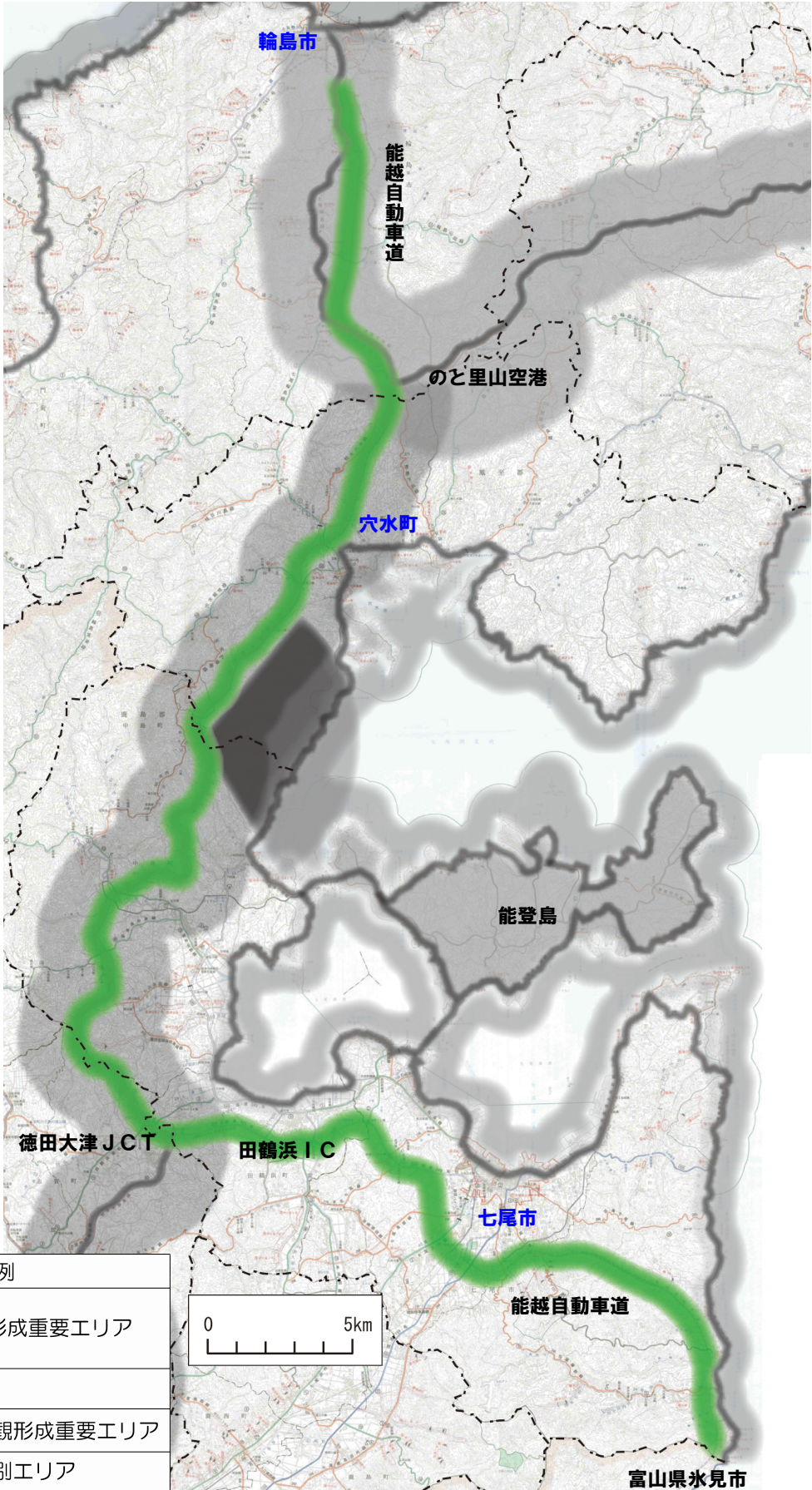
輪島市、穴水町、七尾市、中能登町、志賀町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、内灘町

| | |
|--------|--|
| 目標 | 長く連なる砂丘海岸や山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全 |
| 選定理由 | <p>○のと里山海道は、金沢地域と能登地域を結ぶ広域幹線道路として重要である。</p> <p>○車が走行できる砂浜として日本で唯一の千里浜海岸は、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（能登半島国定公園に指定）。また、宝達山などの能登丘陵の山並みや能登島・七尾湾の眺望景観にも恵まれており、これらをあわせて保全・創出していく必要がある。</p> <p>*のと里山海道沿線景観形成重要地域に指定済（平成10年3月指定）</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、海岸林の植栽・整備などにより、海岸や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 眺望景観の保全 美しい砂丘海岸や山並み景観が楽しめるように、道路やサービスエリア等からの眺望景観の保全・活用を図る。</p> <p>3. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>4. 海浜ドライブウェイの保全・活用 千里浜なぎさドライブウェイにおいては、砂浜や海岸植生の保全、海岸景観と調和した施設の整備などにより、シークエンス景観の保全・創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の排除等 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--------------------------------------|--|
| 6. 能越自動車道沿線エリア 輪島市、七尾市、穴水町 | |
| 目標 | 里山や海岸、山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全 |
| 選定理由 | <p>○県内外の拠点を結ぶ広域幹線道路として重要である。</p> <p>○市街地から、田園・里山、海岸、山地などの多彩で連続的な沿道の景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や山地に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>3. 眺望景観の保全 田園や海岸の景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

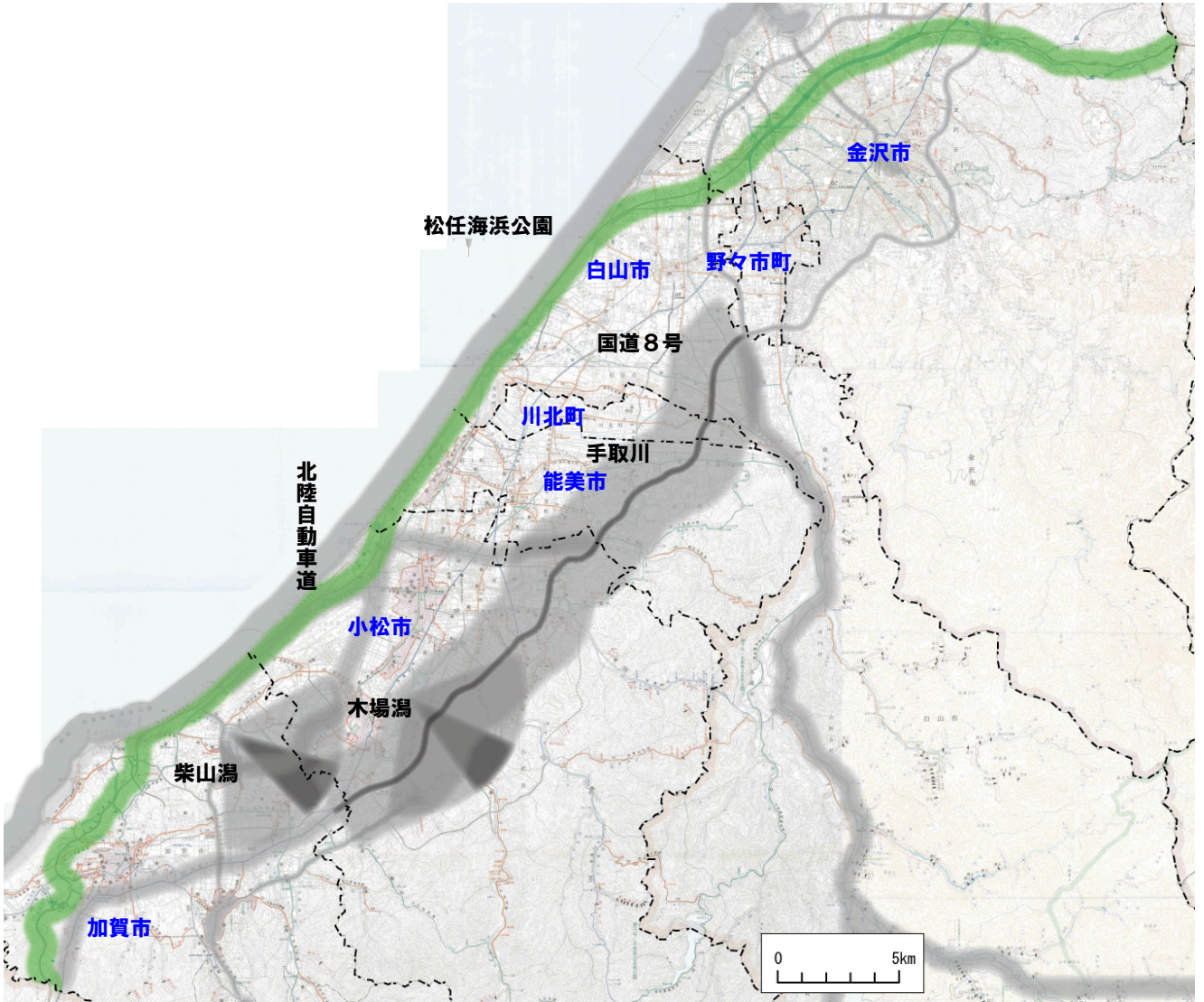


| 凡 例 | |
|--|---------------|
| | 陸 |
| | 海 |
| | 特別エリア |
| | 隣接する景観形成重要エリア |
| | 隣接する特別エリア |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--|---|
| 7. 北陸自動車道沿線エリア 金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市 | |
| 目標 | 市街地や多彩な自然景観が楽しめる道路沿道景観の保全 |
| 選定理由 | ○県内外の拠点を結ぶ広域幹線道路として重要である。 ○市街地から田園・里山、海岸、山地などが連なる沿道の景観を保全・創出していく必要がある。 ＊屋外広告物の禁止地域に指定済 |
| 景観形成方針 | <p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、周辺森林の整備などにより、田園や海岸に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>3. 眺望景観の保全 日本海や白山、手取川や田園など多彩な景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

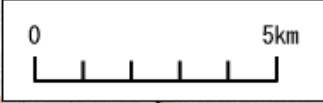
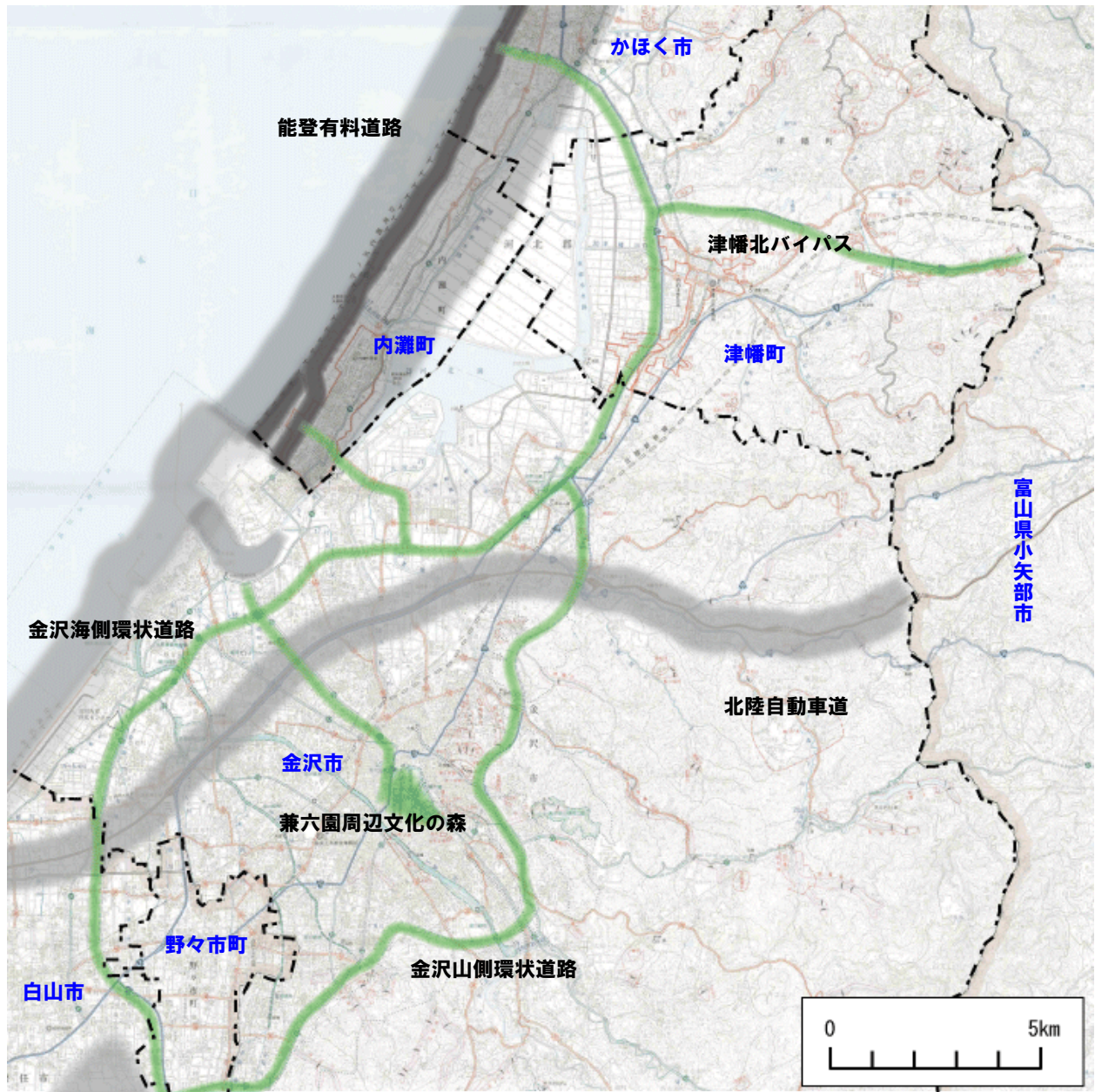


| 凡 例 | | |
|-----|---------------|-----------|
| | 陸 | 景観形成重要エリア |
| | 海 | |
| | 特別エリア | |
| | 隣接する景観形成重要エリア | |
| | 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--|---|
| 8. 金沢エリア 金沢市、かほく市、内灘町、津幡町、野々市町、白山市 | |
| 目標 | 自然や歴史的・文化的な景観と調和した近代的な都市景観の創出 |
| 選定理由 | ○金沢市中心部には、兼六園周辺文化の森や伝統的建造物群など、城下町の面影を残す歴史的・文化的な景観資源が多く存在し、国内有数の観光地として重要である。 ○北陸における政治・経済・文化の中核都市として、都市の近代化や金沢外環状道路等の幹線道路網の整備も進みつつあり、これらが調和した景観の保全・創出を図っていく必要がある。 ＊屋外広告物の禁止地域に指定済 |
| 景観形成方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然と調和した都市景観の創出 医王山の眺望景観や丘陵・河岸段丘の緑などの自然環境を保全しながら、歴史や文化とも調和した特徴的な県都金沢の都市景観の保全と創出を図る。 2. 河川景観の保全・創出 街なかを流れる犀川と浅野川は、市街地にうるおいのある景観を演出しており、街並みに調和した、市民に親しまれる河川景観の保全・創出を図る。 3. 歴史的・文化的な景観の保全・継承 藩政時代の面影を残す伝統的な街並みや兼六園・金沢城公園など、かけがえのない歴史的・文化的な景観資源として保全・継承を図る。 4. 近代的な都市景観の創出 近代的で美的なデザインによる都市景観を創出するとともに、伝統的な景観との融合など未来に向けた個性あふれる都市景観の創出を図る。 5. 沿道景観の創出 金沢外環状道路や都心軸路線、県内の広域幹線道路につながる道路などにおいては、建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、街路樹の植栽などにより、良好な沿道景観の創出を図る。 6. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。 7. 景観阻害要因の排除等 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。 |

いしかわ景観総合計画



| 凡 例 | | |
|---------------|-----------|--|
| 陸 | 景観形成重要エリア | |
| 海 | | |
| 特別エリア | | |
| 隣接する景観形成重要エリア | | |
| 隣接する特別エリア | | |

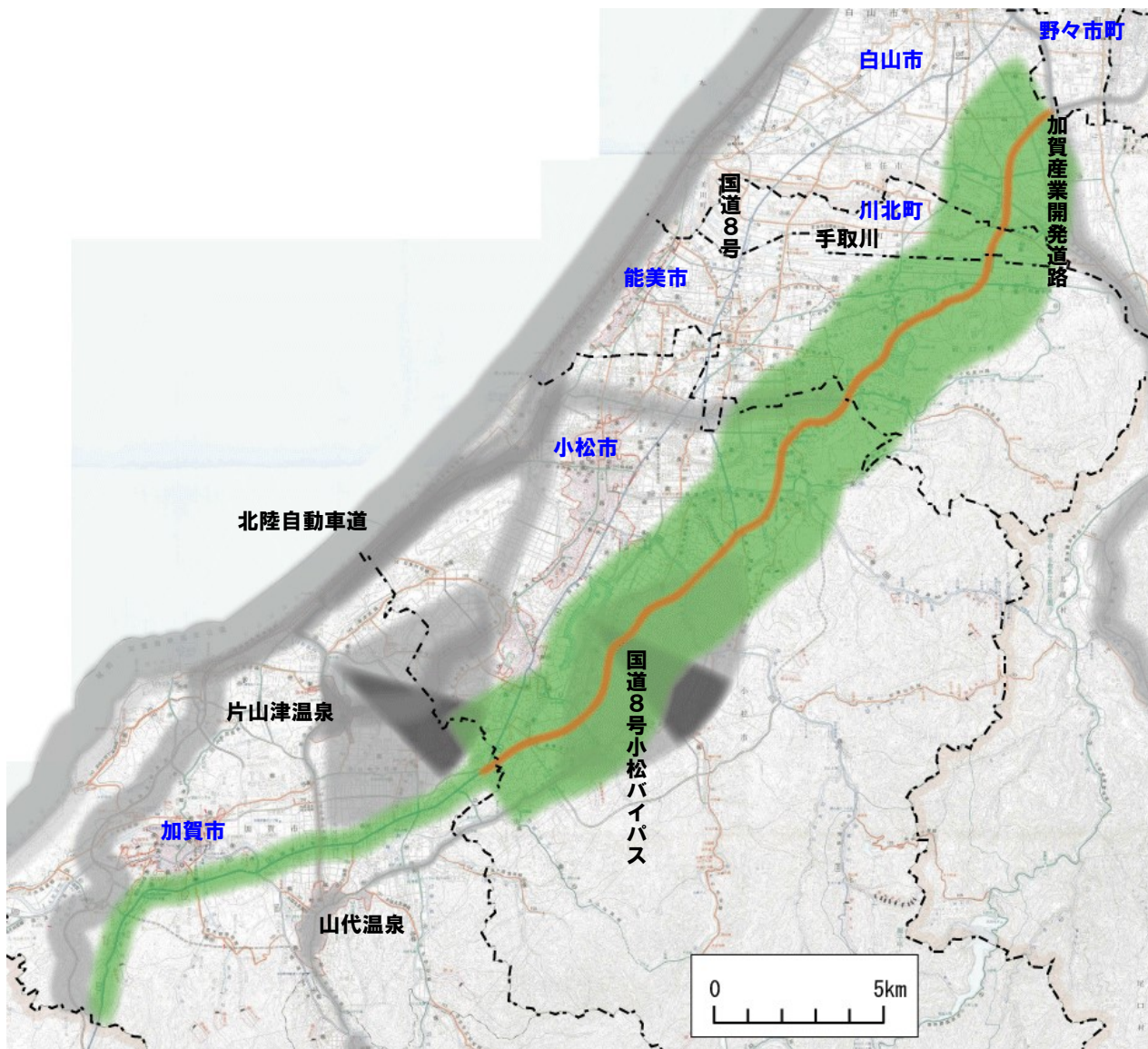
いしかわ景観総合計画

9. 加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリア【既定】

野々市町、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市

| | |
|--------|--|
| 目標 | 田園・里山景観や白山の眺望が楽しめる道路沿道景観の保全 |
| 選定理由 | <p>○加賀産業開発道路等は、金沢地域と加賀地域を結ぶ広域幹線道路として重要。</p> <p>○沿線に良好な田園・里山の風景が広がり、白山も眺望できるなど、広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線景観形成重要地域に指定済（平成10年3月指定）</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 眺望景観の保全 白山や手取川、手取川扇状地の田園景観などを楽しめるように、道路からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>3. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

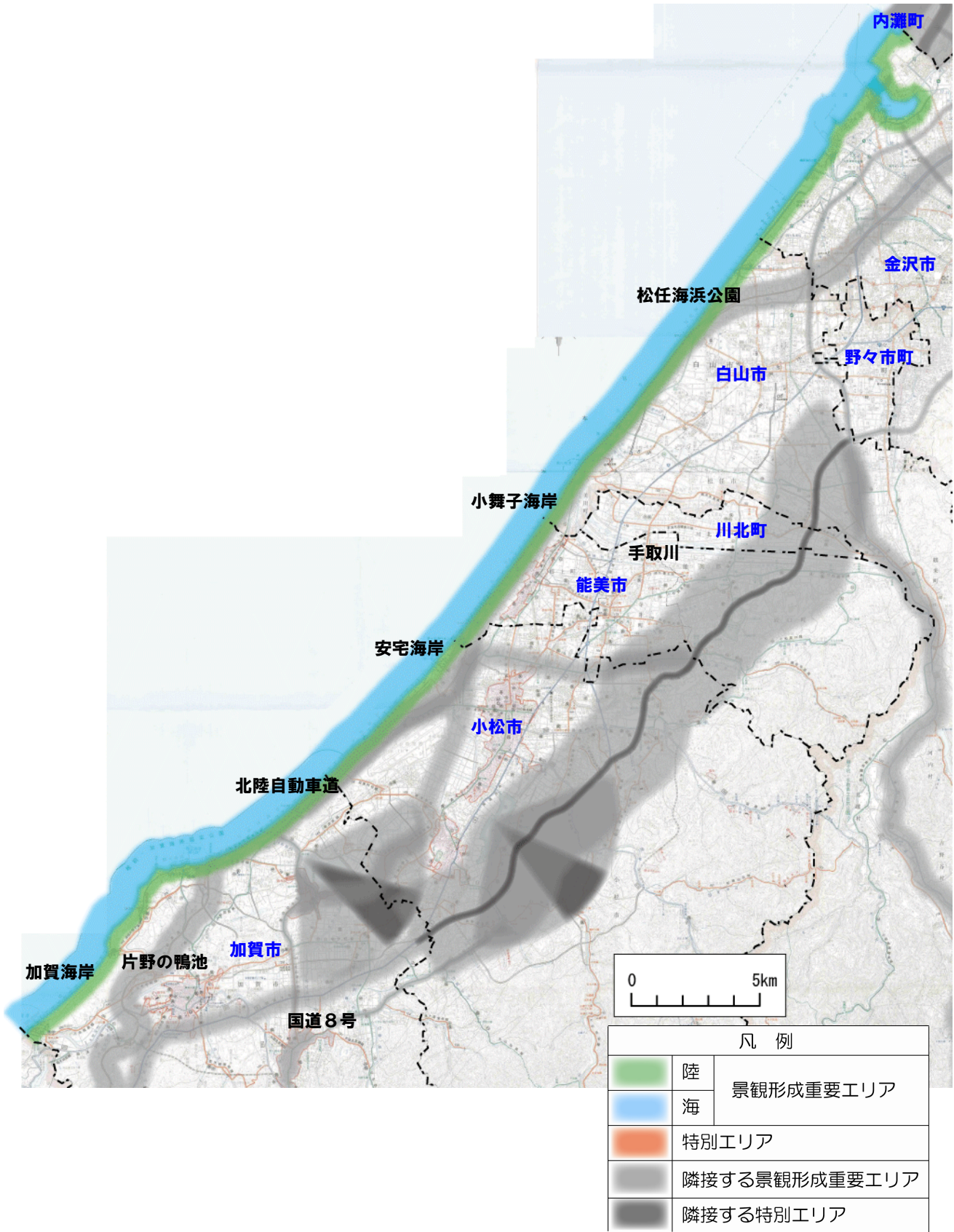


| 凡 例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|---|--|
| 10. 加賀海岸エリア 金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市 | |
| 目標 | 多彩で自然豊かな海岸景観と歴史ある街並み景観の保全 |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ○長い砂丘や砂浜、断崖などの多彩な海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要である(区域の一部は越前加賀海岸国定公園に指定)。 ○「安宅の関」や橋立漁港(北前船の歴史を伝える集落)など、風土に根ざした特有の文化的な景観も存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。 |
| 景観形成方針 | <p>1. 海岸景観の保全・活用 内灘砂丘や小舞子海岸、加佐ノ岬、塩屋海岸、鹿島の森など多彩で自然豊かな海岸の保全を図るとともに、これらの海岸景観を楽しむための施設整備などを推進する。</p> <p>2. 河川景観の保全・再生 手取川や梯川、大聖寺川などの河口で見られる独特の河川景観を保全・再生するため、自然環境に配慮した護岸等の整備や植生の復元等に努める。</p> <p>3. 歴史的・文化的な景観の保全・継承 安宅の関や橋立漁港など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。</p> <p>4. 交通・観光拠点周辺の景観形成 金沢港や松任海浜公園(C.C.Z.)、安宅の関など主要な交通・観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境との調和に配慮した保全及び港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある拠点景観の創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画



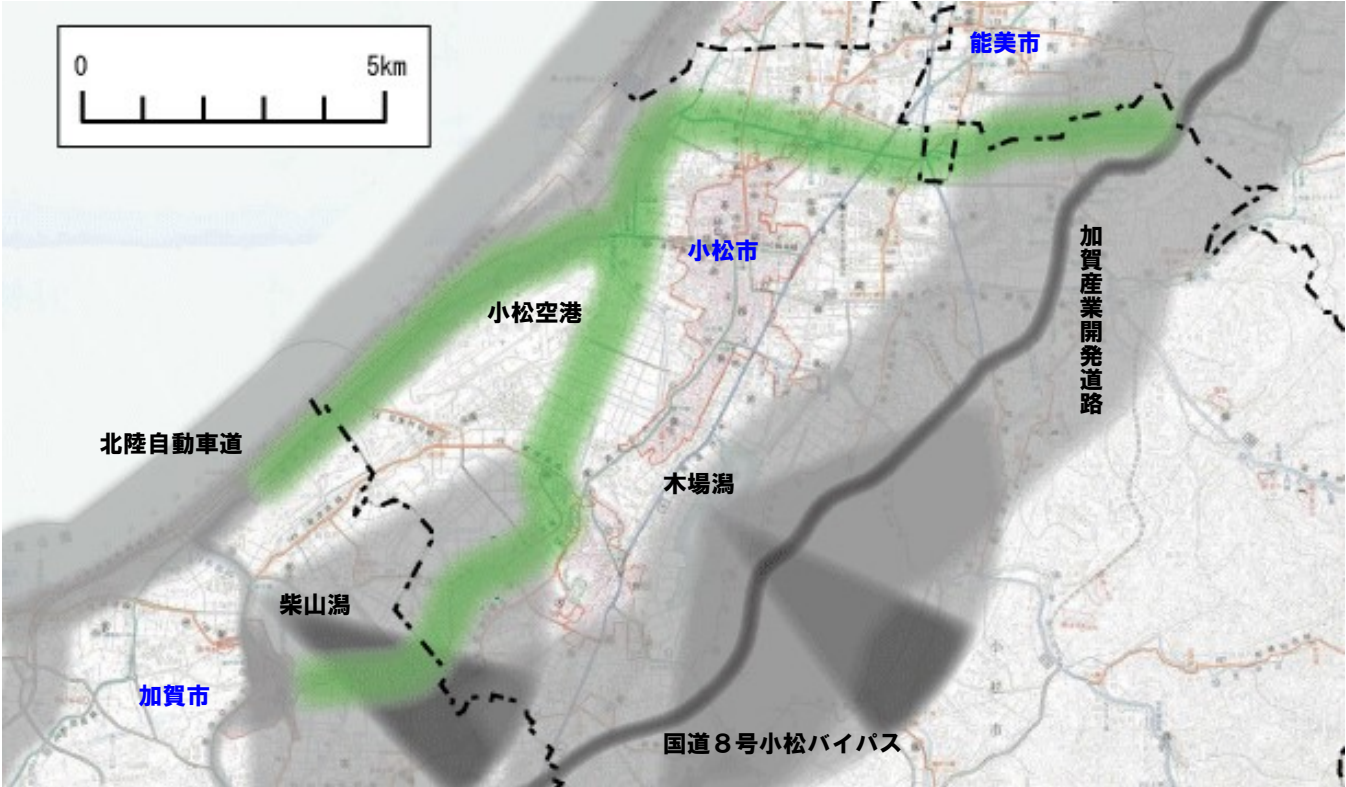
いしかわ景観総合計画

11. 小松空港周辺エリア

能美市、小松市、加賀市

| | |
|--------|---|
| 目標 | 北陸地方の空の玄関口である小松空港と周辺道路沿道景観の保全 |
| 選定理由 | ○小松空港は、北陸地方における交通・交流拠点として重要である。 ○小松空港周辺は、田園を主体とした風景が広がり、白山も眺望できる。また、市街地や海岸にも近く、これらが調和した景観の保全・創出を図っていく必要がある。 |
| 景観形成方針 | 1. 拠点景観の創出 北陸地方の空の玄関口であり、本県の観光起点となる小松空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。 2. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、海岸や田園の景観に調和した良好な沿道景観の創出を図る。 3. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。 4. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。 |

いしかわ景観総合計画

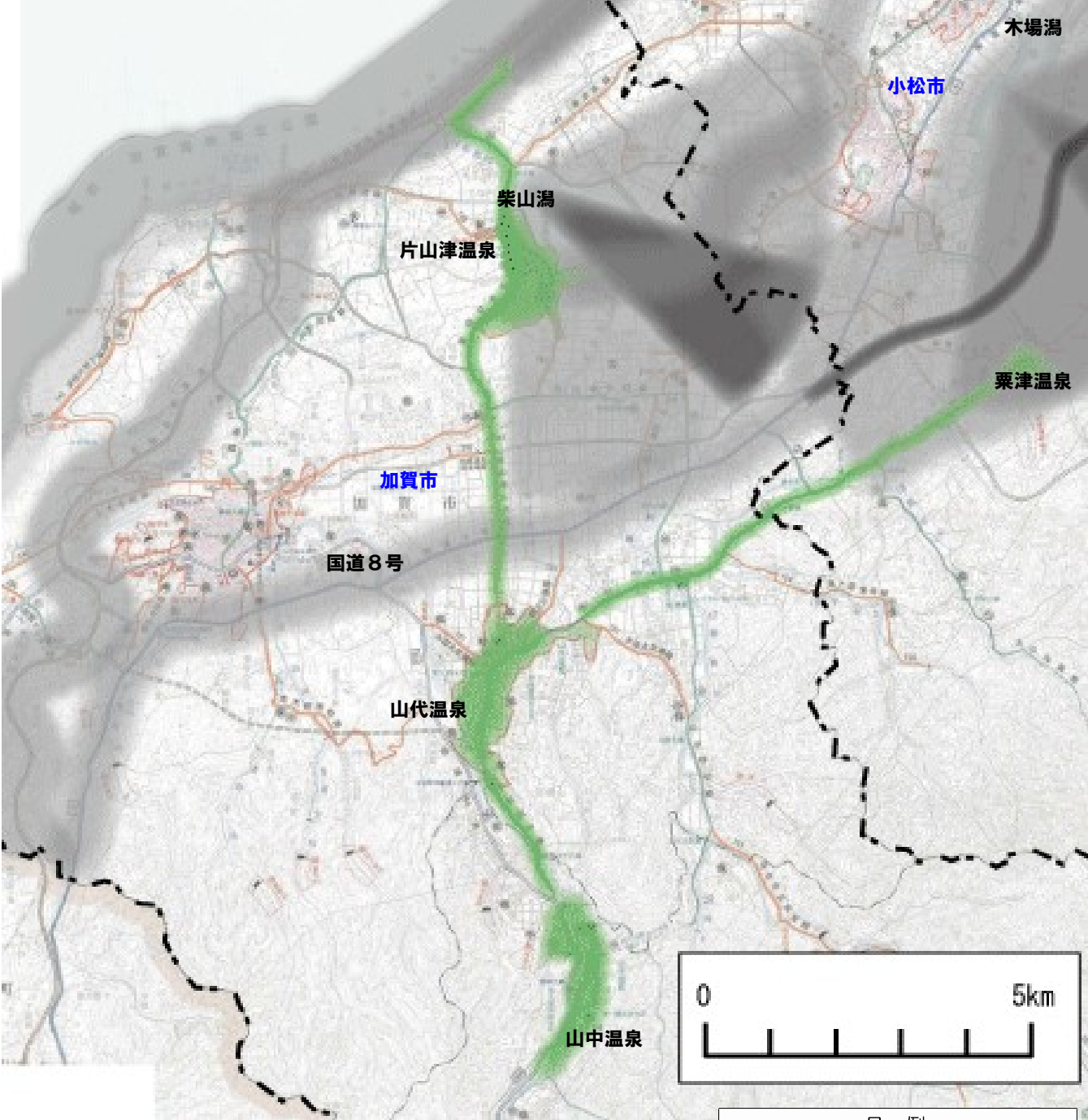


| 凡 例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--------------------------------|--|
| 12. 加賀温泉郷エリア 小松市、加賀市 | |
| 目標 | 県を代表する温泉地の情緒豊かな街並みの保全・創出 |
| 選定理由 | ○山代、山中、片山津、粟津の各温泉地は、全国に知られており、観光拠点として重要である。 ○各温泉地の特色を活かした情緒豊かな街並みや周辺の自然及び文化的な景観を保全・創出していく必要がある。 |
| 景観形成方針 | <p>1. 魅力ある温泉地景観の創出</p> <p>本県を代表する温泉郷として、個性と賑わいのある街並み景観の創出や電線類の地中化、屋外広告物の規制・誘導などにより、魅力ある温泉地景観の創出を図る。</p> <p>2. 湖沼・河川景観の保全・再生</p> <p>片山津温泉に隣接する柴山潟や山中温泉を流れる大聖寺川などの水辺の景観を保全し、植生の復元や峡谷の林の整備などによる良好な景観の保全・再生を図る。</p> <p>3. 沿道景観の創出</p> <p>北陸自動車道や加賀産業開発道路・国道8号などの広域幹線道路からのアクセス道路や各温泉地を結ぶ主要な道路などにおいては、建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、街路樹の植栽などにより、良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>4. 歴史的・文化的な景観の保全・活用</p> <p>古くから開かれた温泉地にある寺社や史跡などの歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮</p> <p>道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の排除等</p> <p>景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

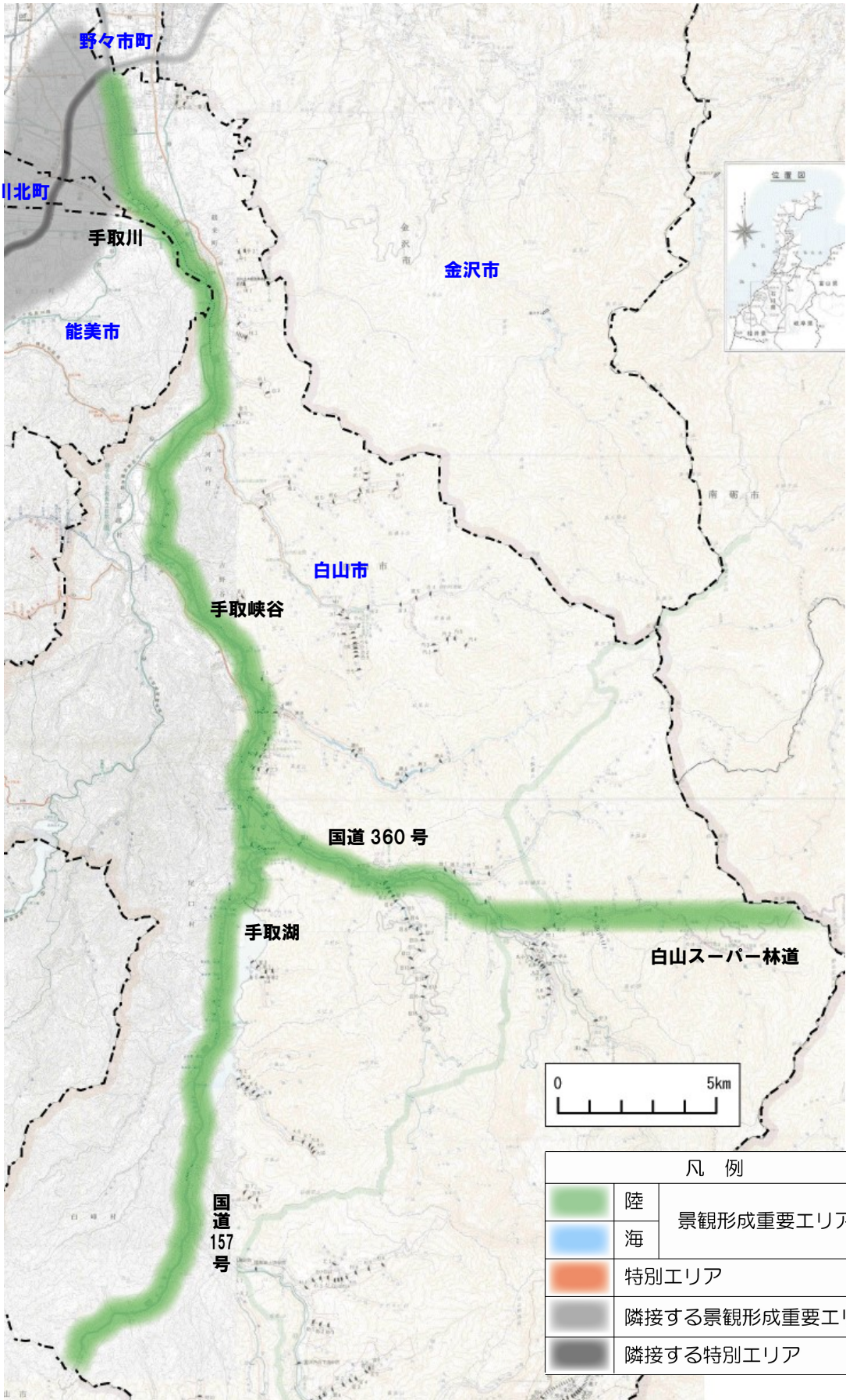


| 凡 例 | | |
|-----|---------------|-----------|
| | 陸 | 景観形成重要エリア |
| | 海 | |
| | 特別エリア | |
| | 隣接する景観形成重要エリア | |
| | 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--|---|
| 13. 白山ろくエリア 野々市町、白山市、川北町、能美市 | |
| 目標 | 白山の自然と文化が調和した良好な田園・里山・農山村景観の保全 |
| 選定理由 | ○国道 157 号は、金沢地域と白山地域を結ぶ幹線道路として重要である。 ○市街地から田園・里山、農山村集落、山地・溪谷などの多彩で連続的な沿道景観や白山の眺望景観を保全・創出していく必要がある。 |
| 景観形成方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や山地に調和した良好な沿道景観の創出を図る。 2. 眺望景観の保全 白山をはじめとする山並みや集落・田園などの景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。 3. 農山村集落や文化的な景観の保全 白峰をはじめとする伝統的な山村集落景観や自然との調和から生まれた独特の生活文化等の保全を図る。 4. 観光拠点周辺の景観形成 白山ろくテーマパークや一里野国民休養地などの保養・観光施設周辺においては、自然環境と調和した観光拠点景観の保全・創出を図る。 5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。 6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。 |

いしかわ景観総合計画

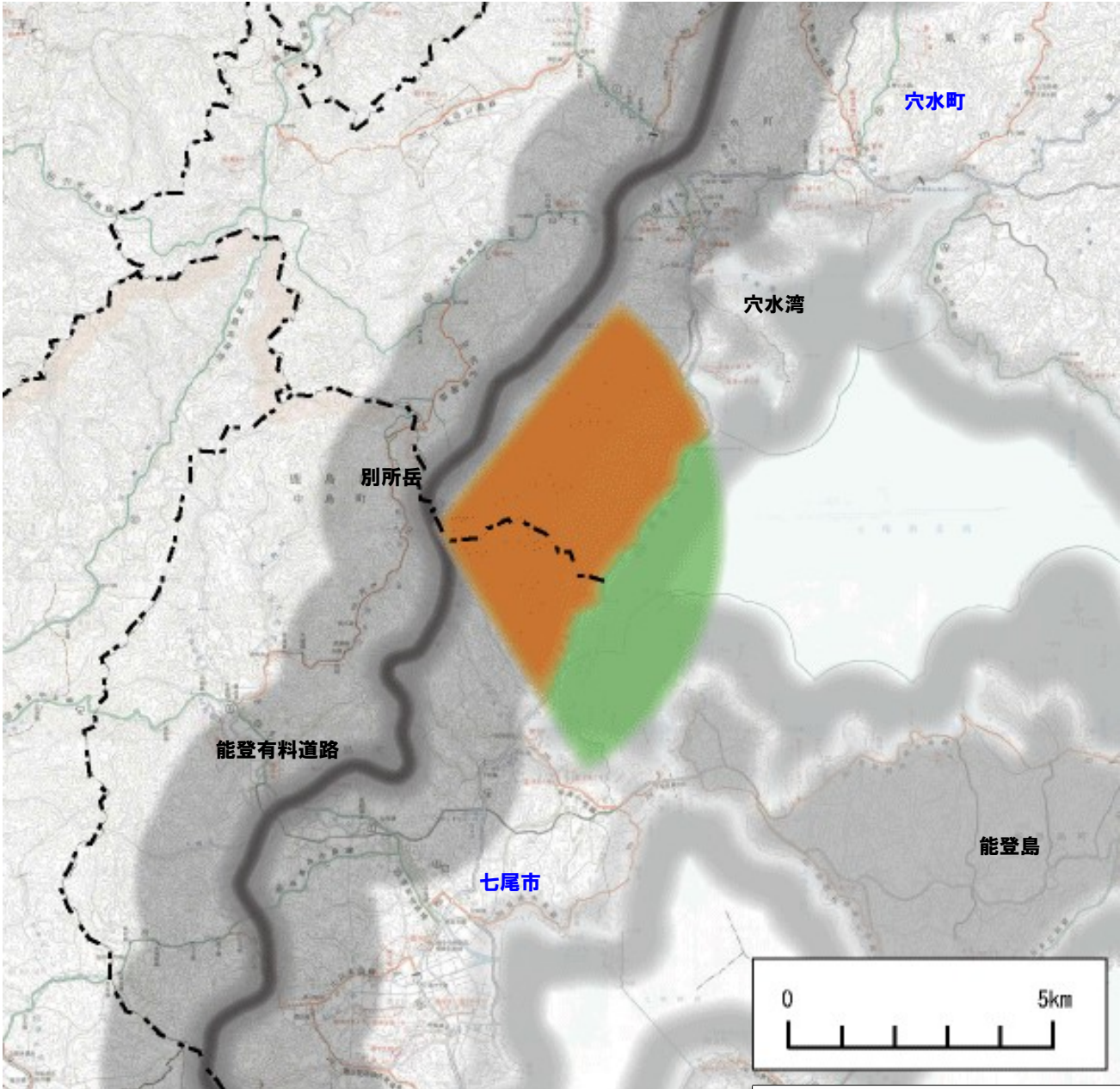


| 凡例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|--------------------------------|---|
| 14. 七尾湾眺望エリア 穴水町、七尾市 | |
| 目標 | 七尾湾と能登島の眺望景観の保全 |
| 選定理由 | ○別所岳周辺は、七尾湾を俯瞰する良好な景観が得られる地域であり、本県を代表する眺望景観として重要である。 ○七尾湾の眺望を確保するため、眺望地点周辺や七尾湾・能登島沿岸地域の景観を保全・創出していく必要がある。 |
| 景観形成方針 | <p>1. 眺望景観の保全 波静かな七尾湾と能登島からなる内湾の眺望景観を保全するため、眺望対象となる海岸線や丘陵地・森林などの景観の保全創出を図る。</p> <p>2. 視点場の整備 七尾湾の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。</p> <p>3. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>4. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画

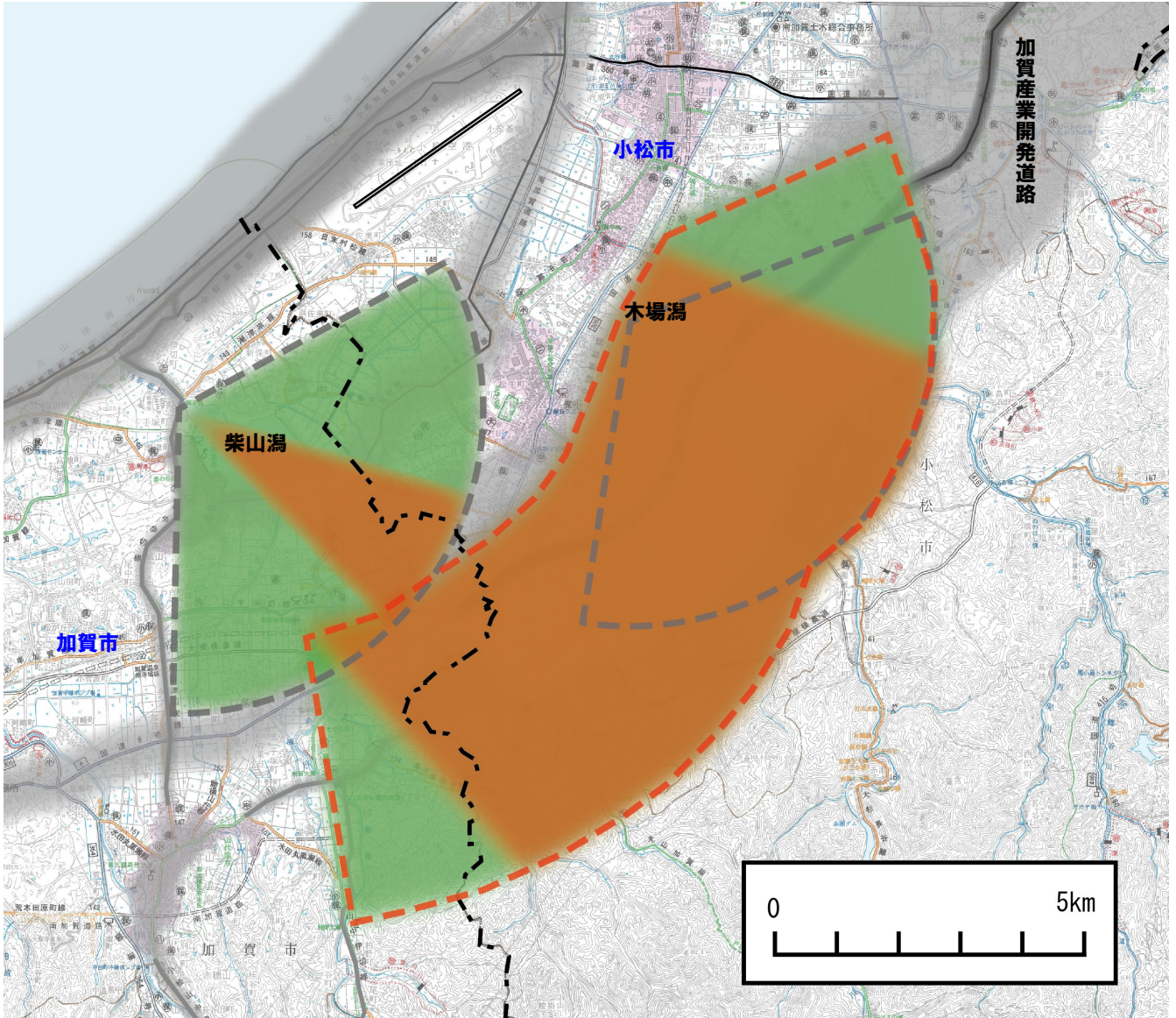


| 凡 例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

いしかわ景観総合計画

| | |
|-------------------------------|--|
| 15. 白山眺望エリア 小松市、加賀市 | |
| 目標 | 白山の眺望景観の保全と木場潟、柴山潟など周辺景観の保全・創出 |
| 選定理由 | ○木場潟や柴山潟は、湖面を前景に奥行きと広がりのある開放的な白山眺望が得られる地域であり、本県を代表する眺望景観として重要である。 ○白山の眺望を確保するため、木場潟、柴山潟、北陸新幹線及びその周辺地域の景観を保全・創出していく必要がある。 |
| 景観形成方針 | <p>1. 眺望景観の保全</p> 白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる山並みのスカイラインを切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る。 <p>2. 湖沼景観の保全・創出</p> 白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である木場潟や柴山潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の保全・再生、水質の改善を図る。 <p>3. 視点場の整備</p> 白山の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。 <p>4. 公共施設における景観的配慮</p> 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。 <p>5. 景観阻害要因の改善</p> 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。 |

いしかわ景観総合計画



| 凡 例 | | |
|---------------|---|-----------|
| 陸 | 海 | 景観形成重要エリア |
| 海 | | |
| 特別エリア | | |
| 隣接する景観形成重要エリア | | |
| 隣接する特別エリア | | |

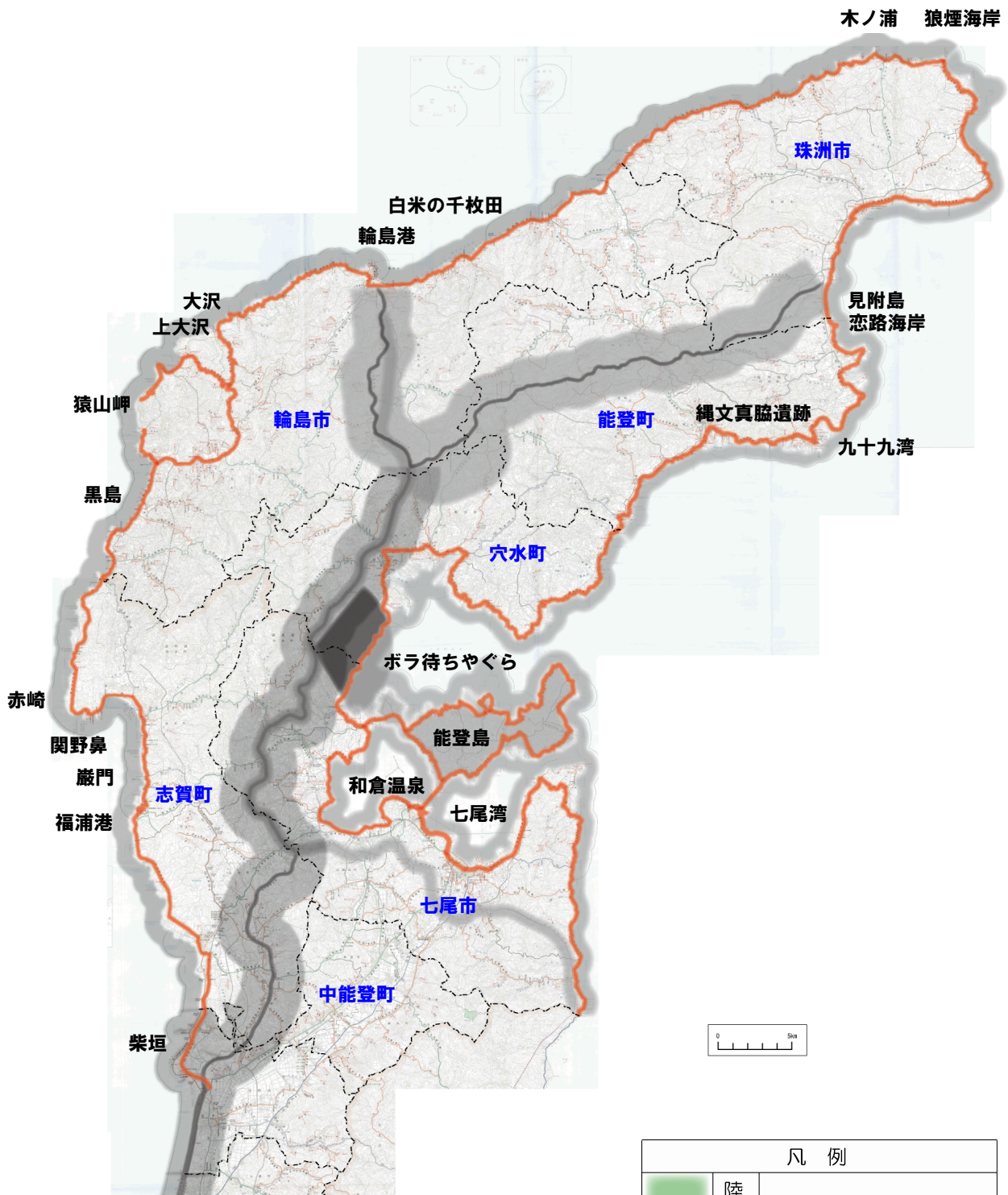
いしかわ景観総合計画

16. のと里海エリア

珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、羽咋市

| | |
|--------|--|
| 目標 | 能登の風土と人の営みに培われた文化的な里山里海景観の保全 |
| 選定理由 | <p>○能登の海岸沿いの拠点や伝統的な集落を結ぶ周遊幹線道路として重要である。</p> <p>○古くから半農半漁の集落が立地し、今なお能登らしい里山里海の景観が色濃く残っている地域であり、景観の保全・創出をしていく必要がある。</p> |
| 景観形成方針 | <p>1. 海岸景観の保全・活用 外浦・内浦・七尾湾と集落が一体となった里山里海景観の保全を図るとともに、これらの景観を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 海岸沿いに形成された、伝統的な建築様式（黒瓦・下見板張り）の建築物からなる農漁村集落など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。</p> <p>3. 沿道景観の保全・創出 国道 249 号などの能登の海岸線沿いを、日本の原風景である里山里海の景観が残る資源として一体的に捉え、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導などにより、沿道景観の保全をしながら、魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p> |

いしかわ景観総合計画



| 凡 例 | |
|---------------|-----------|
| 陸 | 景観形成重要エリア |
| 海 | |
| 特別エリア | |
| 隣接する景観形成重要エリア | |
| 隣接する特別エリア | |

4. 行為の制限の基本的な考え方

(1) 段階的な制限による景観形成

景観エリア、景観形成重要エリア及び特別エリアにおいて、その選定主旨に照らし、届出対象とすべき行為及び配慮すべき事項を段階的に設定することにより、それぞれの区域に応じた景観形成を図ることとする。

景観形成重点スポットについては、地区の特性を生かした独自の基準を設定し、特に良好な景観の形成を積極的に図ることとする。

(2) 建築物・工作物の制限に関する方針

①景観エリア

景観に大きな影響を与える大規模建築物の新築等を届出対象とするとともに、これらが景観に及ぼす一般的な影響について配慮すべき事項を定めることにより、緩やかな景観形成を図ることとする。

②景観形成重要エリア

届出対象行為を拡充するとともに、景観形成上重要な事項や重要エリアとしての特性を重視した配慮事項を設定することにより、特に良好な景観の形成を図る必要のある地域としての景観形成を図ることとする。

③特別エリア

建築物等の形態意匠等が景観に及ぼす影響の大きな地域としての届出対象規模及び配慮すべき事項を設定することにより、より積極的な景観形成を図ることとする。

(3) 屋外広告物の表示等に関する方針

1) 基本方針

屋外広告物は景観形成における重要な構成要素であることから、本計画に定める地域の設定を尊重し、建築物等と一体的な規制誘導により、良好な景観の形成を図るものとする。

広告物の表示については、周辺の景観との調和が保たれるとともに、新たに良好な景観が創出されるよう、いしかわ景観総合条例の規定により必要な規制誘導を行うものとする。

2) 景観形成重要エリア及び特別エリアにおける景観形成の方針

景観形成重要エリア及び特別エリアは、特に良好な景観を形成する必要がある地域又は特に優れた眺望景観を形成する必要がある地域であることから、景観エリアにおける規制に加え、屋上広告物など景観に与える影響の大きい広告物に対する景観への配慮規定や、自然素材の特色を生かした意匠の積極的な取り入れの誘導、数値基準を用いた色彩の規制等により、広告物による景観の形成を推進する。

3) エコサインの推奨

屋外広告物による景観の形成を推進するため、エコサイン（良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観・環境づくりに資する広告物）の設置を推奨する。

4) 屋外広告物禁止地域の指定の方針

良好な景観の形成等のため指定される屋外広告物禁止地域については、本計画に定める地域指定との整合を図り、段階的な禁止地域種別を設け、景観の規制との一体的な運用を図る。

(4) その他の行為の制限に関する方針

開発行為等その他の行為についても、その行為が景観に与える影響が大きいことから、良好な景観の保全・創出のために必要な事項を定め、景観形成を図るものとする。

いしかわ景観総合計画

それぞれの区域における届出の対象とすべき行為及び当該行為における配慮すべき事項は原則として以下のとおりとする。

【届出の対象とすべき行為】

| 区域 | 行為 | 規模 |
|---------------------|-------------|-----------------------------|
| | | |
| 景観エリア (県全域) | 建築物の新築、増築等 | 建築面積 > 1,000㎡ 又は高さ > 13m |
| | 工作物の新設、増築等 | 工作物：高さ > 13m |
| | 開発行為等 | 行為面積 > 1ha |
| 景観形成重要エリア (16地域) | 建築物の新築、増築等 | 建築面積 > 500㎡ 又は高さ > 13m |
| | 工作物の新設、増築等 | 工作物：高さ > 13m |
| | 開発行為等 | 行為面積 > 1ha |
| 特別エリア (6地域) | 建築物の新築、増築等 | 建築面積 > 200㎡ 又は高さ > 10m |
| | 工作物の新設、増築等 | 高さ > 10m |
| | 開発行為等 | 行為面積 > 3,000㎡ |
| 景観形成重点スポット | 地域の特性に応じて設定 | 地域の特性に応じて設定 |

いしかわ景観総合計画

【配慮すべき事項】

①建築物及び工作物

| | | 景観エリア |
|---------------------------|------|--------------------------|
| 位置 | | ・公共用地の敷地境界から後退する |
| | | ・角地のゆとりを確保する |
| | | ・敷地内の建築物・工作物をまとめ調和させる |
| 形態・意匠 | 全体事項 | ・周辺景観と調和した形態意匠とする |
| | | ・市街地の都市景観を創出する |
| | 壁面 | ・長大な壁面などによる圧迫感を与えない |
| | 建築設備 | ・外壁や屋上の設備と本体との一体性を確保する |
| | 付属物 | ・屋外階段、ベランダ等をまとめ一体化する |
| ・ベランダ等の洗濯物等を外部から直接見えにくくする | | |
| 色彩 | | ・落ちついた色調等とし、周辺景観と調和させる |
| | | ・敷地内の附帯建築物等を本体及び周辺と調和させる |
| 材料 | | ・周辺景観と調和した材料を使用する |
| | | ・耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する |
| | | ・光沢性のある素材は周辺景観と調和させる |
| 植栽 | | ・敷地内の緑化や周囲の生け垣等を植栽する |
| | | ・既存の樹木を活用する |
| | | ・緑化により建築物等の圧迫感を緩和させる |
| その他 | | ・屋外駐車場は出入口を限定し、植栽等を行う |
| | | ・共用のごみ置場は直接見えないようにする |
| | | ・屋外照明は過剰な光量としない |
| | | ・工事中の修景を行う |

いしかわ景観総合計画

| | | 景観形成重要エリア | | | | |
|-------|---------------------------|----------------|-------------------|-----------------------|----------------------|------------|
| | | 広域・連続的 景観 | 眺望景観 | 文化的な景観 | | 交流拠点 景観 |
| | | | | 田園風景 | 歴史的街並み | |
| 位置 | ○近傍の優れた観光資源を保全する | | | | | |
| | ○優れた自然景観の眺望を損なわない | | — | — | — | |
| | ○海岸線や山並みのスカイラインを切らない | | | | | |
| | — | — | — | ○街並みの連続性を確保する | — | |
| 高さ | ○自然のランドスケープを広範囲に切らない高さとする | | | | | |
| 形態・意匠 | 全体事項 | — | ○自然景観と調和した形態意匠とする | | — | |
| | | — | — | ○地域の個性・伝統を活かした形態意匠とする | | — |
| | | — | — | — | ○地域のランドマークとなる形態意匠とする | |
| | 屋根 | — | — | ○調和の取れた屋根の形態とする | | — |
| 色彩 | ○地域にふさわしい色彩とする | | | | | |
| | ○優れた自然景観に調和した色彩とする | | — | — | — | |
| | ○具体的数値基準（別表（い）欄）を遵守する | | | | | |
| | ○多くの色彩を使用する場合、色彩相互の調和を図る | | | | | |
| 材料 | — | ○地域の優れた素材を活用する | | | — | |
| 植栽 | ○地域の優れた樹木を植栽する | | | | | |
| | ○周辺の植生と調和させる | | | | | |

| | | 特別エリア |
|-------|---|-------|
| 位置・規模 | ◎街並み等周囲と突出した高さとししない | |
| | ◎眺望景観を阻害する高さとししない | |
| | ◎オープンスペースの連続性を確保する | |
| 色彩 | ◎具体的数値基準（別表（ろ）欄）を遵守する ただし、のと里海エリア（市街地部を除く）については、（別表（は）欄） | |
| その他 | ◎既存施設の景観阻害要因を軽減する | |

いしかわ景観総合計画

別表

| | (い) 景観形成重要エリア | (ろ) 特別エリア (のと里海エリア(市街地部を除く)以外) | | |
|----|------------------|--------------------------------------|----------|-------|
| | | 0.1R~5Y | 5.1Y~10Y | その他 |
| 色相 | 全色相 | 0.1R~5Y | 5.1Y~10Y | その他 |
| 明度 | 8.5以下 | 3~8.5 | 3~8.5 | 3~8.5 |
| 彩度 | 6以下 | 6以下 | 4以下 | 2以下 |

| | (は) 特別エリア(のと里海エリア(市街地部を除く)) | | | |
|----|--------------------------------|-------------------------|-----|--------|
| | 外 観 | | | うち屋根部分 |
| | 2.6R~5YR | 0.1R~2.5R 5.1YR~10YR | その他 | |
| 色相 | 2.6R~5YR | 0.1R~2.5R 5.1YR~10YR | その他 | 全色相 |
| 明度 | 3~7 | 3~7 | 3~7 | 5以下 |
| 彩度 | 6以下 | 4以下 | 2以下 | 1以下 |

いしかわ景観総合計画

②屋外広告物

| | 景観エリア | 景観形成重要エリア・特別エリア |
|-----------|--|---|
| 位置 | — | ○屋根及び屋上へできるだけ設置しない |
| 設置数及び設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一広告物を集中して表示しない ・道路沿いに多数連続的に表示しない | ○掲出を必要最低限とする |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に適した意匠・色彩とする ・夜間対象であっても昼間の美観を損なわない ・裏面や側面の支柱等を露出させない | <ul style="list-style-type: none"> ○建物との一体感や周辺景観と調和させる ○自然素材の特色やわかりやすく魅力的なデザインとする |
| 大きさ及び高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の大きさとする ・必要最低限の高さとする | ○周辺景観と調和した大きさや高さとする |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色や多くの色を使用しない ・付属物を本体と調和させる | ○基調色を低彩度とする |
| 材料 | — | ○環境に配慮した自然素材を使用する |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサインは周囲の景観へ配慮する ・電光表示等の点滅速度を穏やかにする | — |

③開発行為

| | 景観エリア・景観形成重要エリア・特別エリア |
|------|--|
| 切土盛土 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線や山並みのスカイラインを切らない ・不整形な分割や細分化しない ・既存の地形を活かした計画とする |
| のり面 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なのり面としない ・石材の活用や緑化により周辺景観と調和させる |
| 樹木等 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木や水路などを保全活用する ・景観に配慮した植栽計画とする |

いしかわ景観総合計画

<変更履歴>

当 初（平成20年7月1日策定）

第1回変更（平成27年3月31日変更）

- ・ 特別エリア 「のと里山海道沿線・千里浜海岸エリア」のエリア変更
- ・ 特別エリア 「のと里海エリア」の追加設定

第2回変更（令和4年3月31日変更）

- ・ 景観形成重要エリア、特別エリア 「白山眺望エリア（北陸新幹線）」
のエリア追加変更